

送配電網の維持・運用費用の負担の在り方 検討ワーキング・グループの設置等について

(趣旨)

これまで制度設計専門会合において、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について検討を行い、先日の同専門会合において、目指すべき政策パッケージの方向性について議論を行ったところ。その際、同専門会合において、その方向性に基づき議論を深めて行くため、ワーキング・グループ（WG）を設置することが必要とされたことから、WGの設置やそのために必要な本委員会運営規程（以下「運営規程」という。）の改正などについて御議論いただく。

主なポイント

1. 運営規程の改正について

今回、制度設計専門会合の下にWGを設置するためには、運営規程の改正が必要なことから、所要の改正を行うこととする。（詳細は別紙1を参照のこと。）

<運営規程改正の概要>

- ① 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門会合の下にWGを設置できる。
- ② WGの構成員は、委員長が委員及び専門委員のうちから指名する。
- ③ WGの座長は、WGの構成員の中から委員長が指名する。

2. 「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ」の設置について

これまでの制度設計専門会合における議論を踏まえ、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、発電事業者が当該費用を負担することなどについて、今後、集中的・専門的に議論を行うため、1. による改正後の運営規程第6条第6項に基づき、同専門会合の下に「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ」（以下「検討WG」という。）を設置することとする。

電力・ガス取引監視等委員会運営規程新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>第1条～第5条 (略) (専門会合の設置等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。</u></p> <p>5 <u>専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。</u></p> <p>6 <u>専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。</u></p> <p>7 <u>第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。</u> (雑則)</p> <p>第7条 (略) (準用)</p> <p>第8条 <u>第2条から第5条まで及び前条の規定は、専門会合に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「<u>専門会合の座長</u>」と、「委員会」とあるのは「<u>専門会合</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>第2条から第5条まで及び前条の規定は、ワーキング・グループに準用する。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略) (専門会合の設置等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 専門会合の座長は委員長が指名し、座長は、当該専門会合の事務を掌理する。</p> <p>5 座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 (略) (準用)</p> <p>第8条 第2条から第5条まで及び第7条の規定は、専門会合に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「座長」と、「委員会」とあるのは「<u>専門会合</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

別紙 1

この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「ワーキング・グループの座長」と、「委員会」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ
構成員
(案)

<座長> (専門委員)

横山 明彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授

(専門委員)

秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター

岩船由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授

小宮山涼一 東京大学大学院工学研究科附属レジリエンス工学研究センター 准教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

若林亜理砂 駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授

(以上 7 名)
(敬称略、五十音順)